

## 武蔵野市産業振興庁内調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 武蔵野市産業振興条例（平成28年6月武蔵野市条例第32号）第5条第1項の産業の振興に関する総合的な計画として武蔵野市産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）を策定及び推進するにあたり、必要な事項について検討するうえで庁内の横断的な連絡調整を図るため、武蔵野市産業振興庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 庁内調整会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 産業振興計画の策定について必要な事項に関すること。
- (2) 産業振興計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 産業振興施策の推進のために必要な庁内及び関係機関における横断的な連携体制の構築に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、産業振興施策の総合的な推進に関して市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 庁内調整会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第4条 庁内調整会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は市民部長をもって充て、副会長は総合政策部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を統括し、庁内調整会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 庁内調整会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 庁内調整会議の議長は、会長とする。
- 3 庁内調整会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 庁内調整会議の庶務は、市民部産業振興課が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内調整会議について必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

別表（第3条関係）

市民部長
総合政策部長
市民部市民活動担当部長
都市整備部長
総合政策部企画調整課長
市民部産業振興課長
市民部産業振興課経済対策調整担当課長
市民部市民活動推進課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
子ども家庭部子ども子育て支援課長
都市整備部まちづくり推進課長
都市整備部吉祥寺まちづくり事務所長